

基 発 第 697 号  
平成 10 年 12 月 15 日

労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則の一部を改正する省令(平成 10 年労働省令第 26 号。以下「改正省令」という。)による労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 57 号)の一部改正により、平成 11 年 1 月 1 日から一般健康診断の項目に血糖検査が追加されることとされているが、最新の医学的知見等を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、適正な実施が図られるよう、その運用に遺漏なきようされたい。

#### 記

改正省令による改正後の労働安全衛生規則中の血糖検査については、一般的な血中グルコースの量の検査によるほか、糖化ヘモグロビン A1C(HbA1c)の検査によることも差し支えない。